

10年保存
機密性 1
令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで

基 発 0120 第 1 号  
令和 8 年 1 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針  
の一部改正等について

事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾の実質性を担保し、併せて、労働者及び使用者との間での納得性を高めること等により、事業譲渡及び合併（会社法（平成17年法律第86号）第5編第2章及び第5章の規定による合併をいい、吸収合併又は新設合併をいう。以下同じ。）の円滑な実施及び労働者の保護に資するよう、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」（平成28年厚生労働省告示第318号。以下「事業譲渡等指針」という。）を策定し、事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等（同法第2条第1号の会社その他事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。以下同じ。）が留意すべき事項について周知を図ってきたところである。

令和6年通常国会において成立した事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号。以下「事業性融資推進法」という。）の附帯決議において、「「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。」とされたことから、関係審議会（労働政策審議会労働条件分科会組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会）において検討が行われ、その結果を踏まえて、別添1「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第11号）が本日告示され、令和8年5月25日から適用されることとなった。

事業性融資推進法及び事業譲渡等指針の一部改正の趣旨及び概要並びにこれらの周知や相談対応における留意点は下記のとおりであり、これを了知の上、事業者等関係者に対する改正後の事業譲渡等指針の周知や労働者等からの相談対応等その運用について遺漏なきを期されたい。

記

1 事業性融資推進法の概要

事業性融資推進法は、事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「企業価値担保権」等について定めた法律であること。

企業価値担保権とは、有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や

思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度であること。

なお、担保権実行時には、企業価値を損なうことがないように、事業継続に不可欠な費用（商取引債権・労働債権等）について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てることとされていること。

事業性融資推進法の施行は、令和8年5月25日であること。

## 2 事業譲渡等指針の改正の概要

### (1) 管財人が行うべき事項等

管財人は、労働組合等に対し労働者の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。

#### イ 管財人に関する基本的な考え方

管財人は、労働者を含めた利害関係人のために、企業価値担保権の目的を実現すべき責務を担っており、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならないこと。また、管財人による買受人の選定が労働者の保護の見地から不相当であり、その注意を怠ったときは、利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、管財人が利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。

さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法（昭和24年法律第174号）上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

#### ロ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対しても同様に、労働者の権利の行使に必要な情報を提供すること。

労働組合等及び個々の労働者に対し労働者の権利の行使に必要な情報を提供するに当たっては、事業譲渡等指針第2の1の(2)のイに規定する事項や、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成12年労働省告示第127号）第2の4に規定する事項を参考にすること。

#### ハ 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

事業譲渡を行うに当たり、承継予定労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

記の2の(1)に記載の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情も考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

### (2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第2条第1号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこと。

(3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考え方

企業価値担保権者等が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

3 改正後の事業譲渡等指針の運用にあたっての留意事項

(1) 管財人が行うべき事項等について

記の2(1)の「労働者の権利の行使に必要な情報」について、企業価値担保権の実行手続に関する全体の状況として、企業価値担保制度の概要や買受人（事業を譲り受ける会社等）選定にあたっての原則、実行手続中における会社の状況等について情報提供をしたり、会社と労働者との間に生じた問題については労働組合に相談すること、労働問題に関する個別相談先として総合労働相談コーナーがあることなどを案内したりすることが考えられること。

(2) 会社が行うことが望ましい事項について

記の2(2)の「情報提供等の促進」について、事業の成長に向けて、労働者の理解と協力が得られるよう、例えば、会社が置かれている環境や経営課題、目指すべき事業の方向性に関する情報、資金調達において活用される企業価値担保権に関する制度の概要等について、情報提供をすることが考えられること。

4 周知や相談対応について

周知にあたっては、リーフレット「企業価値担保権が有効に活用され、事業の継続と成長が実現されるためには、労働者や労働組合とのコミュニケーションが重要です」（別添2）や「事業の譲渡を行う際に会社等が守るべきルール（事業譲渡等指針）が変わりました」（別添3）を活用するとともに、相談者に対しても、当該リーフレットを活用し、適切な対応を行うこと。

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十一号

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正し、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後	改正前
<p>第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3  企業価値担保権に関する事項</p> <p>(1) 管財人が行うべき事項等</p> <p>事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。)第百九条第一項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者(以下この3において「労働者」という。)の権利の行使に必要な情報を提供しよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。</p> <p>イ 管財人に関する基本的な考え方</p> <p>管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。</p> <p>また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。買受人の選定が労働者の保護の見地から不相当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。</p> <p>さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当た</p>	<p>第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

らなければならぬものとされていること。

ロ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、1の(2)のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第2の4に規定する事項を参考にする。

ハ 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、1の(2)及び2の(1)に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この3の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。事業性融資推進法第五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

(2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合において、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供

等の促進に向けて取り組むこと。

(3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考  
え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

# 企業価値担保権が有効に活用され、事業の継続と成長が実現されるためには、労働者や労働組合とのコミュニケーションが重要です

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（事業譲渡等指針）が改正され、2026年（令和8年）5月25日から適用されます。

※事業譲渡等指針について、「事業性融資の推進等に関する法律」の成立により、新たに「企業価値担保権」が創設されたことを踏まえ、労働者保護の観点から改正を行いました。

## 企業価値担保権とは

企業価値担保権は、**不動産担保等に過度に依存しない、事業の将来性に基づく融資を後押しするための新しい制度**であり、他の担保制度と比較して手厚い労働者保護が図られた制度です。

企業価値担保権を活用した融資においては、**事業全体の価値が担保価値**となり、**事業の将来性や強みが重視**され、金融機関による**タイムリーな経営改善支援**も期待されます。

支援を受けても会社が債務不履行に陥る場合もあり得ますが、その場合の担保権の実行手続きでも、**原則、担保財産の換価は「事業譲渡」（事業を解体せず雇用を維持しつつ承継）**によるとされ、また、**労働者の賃金は事業継続に不可欠な費用であるため優先的に弁済**されます。

企業価値担保権の概要

### 事業の将来性に着目した新たな融資

- 貸し手は、事業の将来性や強みを重視
- 事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援も期待

定性・将来情報  
(技術・ノウハウ、事業計画等)

財務情報

### 例 技術力等を有するスタートアップ 等

有形資産をもたないが、技術力や今後の事業展開の可能性を評価した金融機関が融資



### 例 地元で長年営業を続ける料亭 等

不動産の担保評価が低いため、従来、大規模改装のための融資を受けるとが困難であったが、長年の顧客基盤・ブランド力を評価した金融機関が融資



詳しくは、金融庁ウェブサイト「企業価値担保権について」をご覧ください  
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>)

## 企業価値担保権のポイント

### 企業価値担保権を設定する

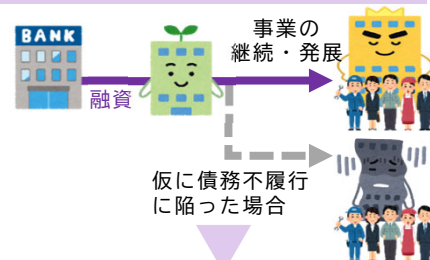
担保権の設定により、労働契約、その他の契約や労働条件に変更が生じるものではありません



### 担保権を活用し金融機関から融資を受ける

事業の成長・発展のため、金融機関によるタイムリーな経営支援が期待されます

仮に債務不履行に陥り、企業価値担保権者の申立てがあった場合、担保権の実行手続きが開始



### 事業譲渡の実行

事業譲渡を行うには、裁判所の許可が必要です



### 労働者・労働組合等に対する情報提供・事前の協議等

管財人は労働者や労働組合と雇用条件や事業譲渡の影響について話し合うことが考えられます



### 買受人候補の探索

事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となります



# 企業価値担保権に関するQ & A

## Q. 企業価値担保権が設定されると、労働契約の内容はどのようなものになるの？

- 企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約の内容（労働条件等）について、変更が生じるものではありません。
- 金融機関等は、労働契約の内容（労働条件等）を決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関等が労働条件等に影響を及ぼすことではありません。

## Q. 金融機関等（金融機関・信託会社）は、会社とどのような関係にあるの？

- 企業は、事業全体に担保権を設定し、金融機関は、会社の事業の将来性を評価して、融資を行うこととなります。事業の成長・発展が担保価値の向上につながるため、金融機関には、タイムリーな経営支援の促進を行っていくことが求められています。
- なお、企業価値担保権の設定は、信託契約によらなければならないとされています。新たに、企業価値担保権の信託に関する業が創設され、信託会社に対して免許審査や行為規制が課されています。  
※ 信託会社については、融資を行う金融機関が兼ねることができます。
- 金融機関は、会社に対して取引上の優越的な地位を不当に利用し、労働条件の引き下げ強制を含む、取引の条件または実施について不利益を与えるような行為を行うことが禁じられています。

## Q. 企業価値担保権の実行とは、どのようにするの？

- 担保権実行の手続きは、裁判所が選任した公正中立な「管財人」による事業譲渡によって行われます。
- 他の担保制度と異なり、原則として事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することとなります。  
※ 企業価値担保権の実行にあたっては、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられています。

## Q. 管財人ってどんな人？

- 管財人とは、担保権実行の手続きに際して選任され、債務者の事業の経営および財産を管理し換価するなどの事務を行う者です。  
金融機関等のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して、善良な管理者の注意義務を負い、労働関係法令の遵守も当然に求められます。
- なお、管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、その権限に関し労働組合からの団体交渉に応じる義務があると考えられます。
- 管財人が善良な管理者の注意義務に違反した場合には、労働者も含めた利害関係人に対し、損害を賠償する義務を負います。また、労働者や労働組合を含む利害関係人は、裁判所に対して、管財人を解任するよう申し立てることもできます。

## Q. 企業価値担保権が実行されると、労働債権（賃金・退職金）はどのようなものになるの？

- 労働債権は、事業継続に不可欠な費用であるため、企業価値担保権が実行された際には、企業価値を損なうことがないように、優先的に弁済することとされています。

# 事業譲渡等指針の改正ポイント

企業価値担保権の設定から事業譲渡の実行までの流れ

企業価値担保権の設定

～

## 会社が行うことが望ましい事項

会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者と労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むことが望ましいとされています。

### Q. どのような情報を提供することが望ましいと考えられますか？

事業の成長に向けて、労働者の理解と協力が得られるよう、例えば、会社が置かれている環境や経営課題、目指すべき事業の方向性に関する情報、資金調達において活用される企業価値担保権に関する制度の概要等について、情報提供をすることが考えられます。

## 金融機関や信託会社に関する基本的な考え方

金融機関や信託会社が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合」等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があります。

※ 通常、企業価値担保権の設定又は与信の提供のみをもって使用者性を有するとはいえません。

仮に債務不履行に陥った場合

実行手続開始  
申立て

## 管財人が行うべき事項等

管財人は、労働組合等に対し、労働者の権利（団体交渉権等）の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、個々の労働者に対しても、同様の情報提供をすることが考えられます。

### Q. どのような情報を提供することが考えられますか？

企業価値担保権の実行手続に関する全体の状況として、企業価値担保制度の概要や買受人（事業を譲り受ける会社等）選定に当たっての原則、実行手続中における会社の状況等について情報提供をしたり、会社と労働者との間に生じた問題については労働組合に相談すること、労働問題に関する個別相談先として総合労働相談コーナーがあることなどを案内したりすることが考えられます。

企業価値担保権の実行  
①買受人候補の探索

## 企業価値担保権の実行における事業譲渡に関する事項

企業価値担保権の実行における事業譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となるとされています。

事業譲渡を行う際に、会社との間で締結している労働契約を買受人に承継させる場合には、承継予定労働者から承諾を得ることが必要です。

管財人は、事業譲渡等指針に規定する会社等が留意すべき事項を踏まえて、承継予定労働者および労働組合等との事前の協議等を行うことが適当と考えられます。

企業価値担保権の実行  
②事業譲渡時の労働者・労働組合等との協議

事業譲渡の実行

# 改正された事業譲渡等指針の内容

## 事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針 (平成28年厚生労働省告示第318号)(抄)

### 第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項等

1～2 (略)

### 3 企業価値担保権に関する事項

#### (1) 管財人が行うべき事項等

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第九十九条第一項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第二百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者（以下この3において「労働者」という。）の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。

#### イ 管財人に関する基本的な考え方

管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。

また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。買受人の選定が労働者の保護の見地から不適当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。

さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

#### ロ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、1の(2)のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第2の4に規定する事項を参考にすること。

#### ハ 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、1の(2)及び2の(1)に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この3の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。事業性融資推進法第五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

#### (2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこと。

#### (3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

企業組織の再編（会社分割等）に伴う労使関係（労働契約の承継等）についての

「事業譲渡等指針について」もご覧ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html))



厚生労働省

お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>)



都道府県労働局  
所在地一覧

# 事業の譲渡を行う際に会社等が守るべきルール (事業譲渡等指針) が変わりました

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（事業譲渡等指針）が改正され、2026年（令和8年）5月25日から適用されます。

※2026年5月25日より、「企業価値担保権」の運用が開始されますが、  
その活用がなされた場合も必要な労働者保護がはかられるよう、事業譲渡等指針の改正を行いました。

## 企業価値担保権とは

企業価値担保権は、不動産担保等に過度に依存しない、事業の将来性に基づく融資を後押しするための新しい制度であり、事業全体の価値が担保価値となります。銀行から融資や支援を受けても会社が債務不履行に陥る場合もあり得ますが、原則として、担保となっている事業を売却するときは「**事業譲渡**」（**事業を生かしたまま雇用を維持しつつ新しい会社に引き継ぐ**）という方法が用いられます。

企業価値担保権は、他の担保制度と比較して手厚い労働者保護が図られた担保権であり、例えば、労働者の給料は、担保権を持つ銀行に対してよりも優先して支払われます（優先弁済）。

### 企業価値担保権の活用が想定される例

#### 例 技術力等を有するスタートアップ 等

有形資産をもたないが、技術力や今後の事業展開の可能性を評価した金融機関が融資



#### 例 地元で長年営業を続ける料亭 等

不動産の担保評価が低いため、従来、大規模改装のための融資を受けることが困難であったが、長年の顧客基盤・ブランド力やビジネスプランを評価した金融機関が融資



詳しくは、金融庁ウェブサイト「企業価値担保権について」をご覧ください  
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>)

企業価値担保権の実行と事業譲渡等指針の改正ポイントは裏面に記載していますが、企業価値担保権の実行に伴う労働条件などに関するお問い合わせやご相談は、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>)

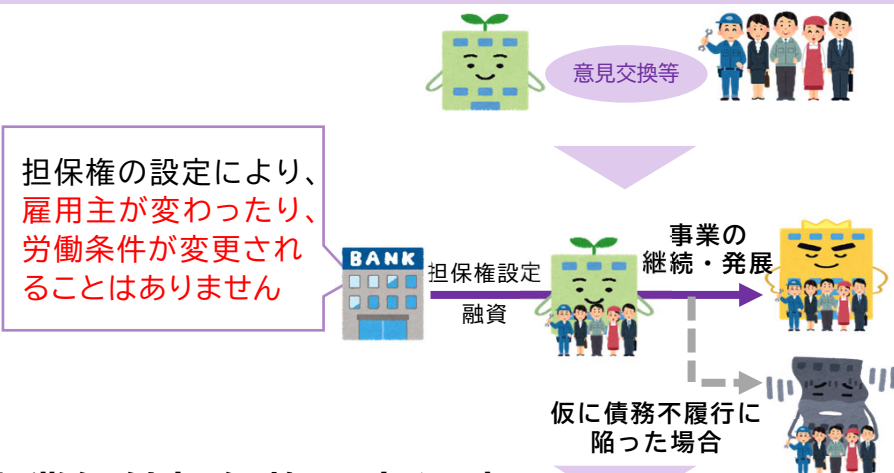


都道府県労働局  
所在地一覧

# 企業価値担保権の活用：働く人への影響や必要な手続とは？ ～ 事業譲渡等指針の改正ポイント～

## 企業価値担保権の設定時

### 経営課題等に関する意見交換や情報提供

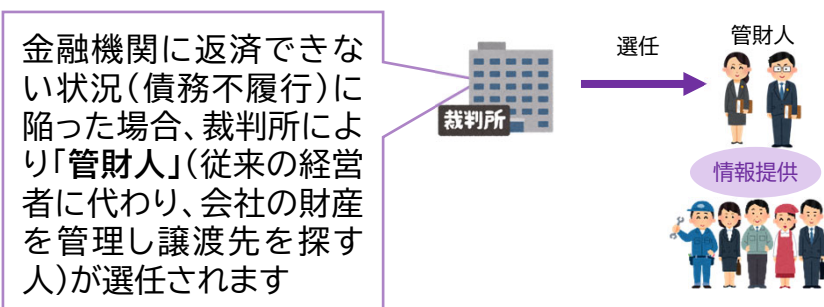


#### 【ポイント】会社との話し合い

会社は、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換し、労働組合等に対する情報提供の促進に向けて取り組むことが望ましいとされています

## 企業価値担保権の実行時

### 労働者の権利（団体交渉権等）の行使に必要な情報提供



#### 【ポイント】管財人からの情報提供

管財人は、労働組合等に対し、労働者の権利（賃金債権、団体交渉権等）の行使に必要な情報を提供するように努めることが考えられます

また、個々の労働者に対しても同様の情報提供を行うことが考えられます

※管財人は労働者も含めた利害関係人全体に対して、善良な管理者の注意義務を負い、労働関係法令の遵守も当然に求められます

### 雇用や労働条件などに係る情報提供・事前の協議等

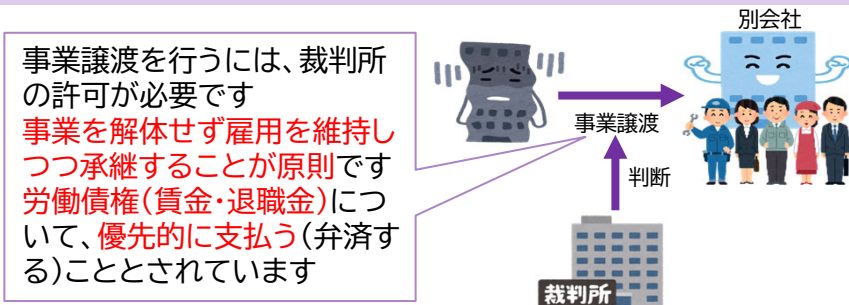


#### 【ポイント】管財人との話し合い

管財人は、労働者や労働組合と事業譲渡による雇用や労働条件などの影響について話し合うことが考えられます

## 事業譲渡の実行時

### 労働契約の承継の承諾



#### 【ポイント】雇用主が変わる場合は「個々の労働者の同意」が必要

事業譲渡を行う際に、労働契約の承継については、個々の労働者から承諾を得ることが必要です

詳しくは  
企業組織の再編（会社分割等）に伴う労使関係（労働契約の承継等）についての  
「事業譲渡等指針について」をご覧ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou\\_roudou/roudouseisaku/saihen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou_roudou/roudouseisaku/saihen/index.html))



厚生労働省



基 発 0 1 2 0 第 2 号  
令 和 8 年 1 月 2 0 日

都道府県労政・労働福祉主管部局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針  
の一部改正等について

労政・労働福祉行政の推進につきましては、日頃より格段の御配意をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾の実質性を担保し、併せて、労働者及び使用者との間での納得性を高めること等により、事業譲渡及び合併（会社法（平成17年法律第86号）第5編第2章及び第5章の規定による合併をいい、吸収合併又は新設合併をいう。）の円滑な実施及び労働者の保護に資するよう、「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」（平成28年厚生労働省告示第318号）を策定し、事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等（同法第2条第1号の会社その他事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。）が留意すべき事項について、周知を図ってきたところです。

令和6年通常国会において成立した事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）の附帯決議を踏まえ、本日、別添1のとおり「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第11号）が告示され、令和8年5月25日から適用されることとなりました。

つきましては、当該改正内容について周知にご協力いただくとともに、事業者や労働者等関係者からの相談等があった場合には、リーフレット「企業価値担保権が有効に活用され、事業の継続と成長が実現されるためには、労働者や労働組合とのコミュニケーションが重要です」（別添2）や「事業の譲渡を行う際に会社等が守るべきルール（事業譲渡等指針）が変わりました」（別添3）をご活用ください。

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十一号

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正し、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後	改正前
<p>第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3  企業価値担保権に関する事項</p> <p>(1) 管財人が行うべき事項等</p> <p>事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。)第百九条第一項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者(以下この3において「労働者」という。)の権利の行使に必要な情報を提供しよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。</p> <p>イ 管財人に関する基本的な考え方</p> <p>管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。</p> <p>また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。買受人の選定が労働者の保護の見地から不相当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。</p> <p>さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当た</p>	<p>第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>

らなければならぬものとされていること。

ロ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、1の(2)のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第2の4に規定する事項を参考にする。

ハ 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、1の(2)及び2の(1)に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この3の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。事業性融資推進法第五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

(2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合において、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供

等の促進に向けて取り組むこと。

(3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考  
え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

# 企業価値担保権が有効に活用され、事業の継続と成長が実現されるためには、労働者や労働組合とのコミュニケーションが重要です

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（事業譲渡等指針）が改正され、2026年（令和8年）5月25日から適用されます。

※事業譲渡等指針について、「事業性融資の推進等に関する法律」の成立により、新たに「企業価値担保権」が創設されたことを踏まえ、労働者保護の観点から改正を行いました。

## 企業価値担保権とは

企業価値担保権は、**不動産担保等に過度に依存しない、事業の将来性に基づく融資を後押しするための新しい制度**であり、他の担保制度と比較して手厚い労働者保護が図られた制度です。

企業価値担保権を活用した融資においては、**事業全体の価値が担保価値**となり、**事業の将来性や強みが重視**され、金融機関による**タイムリーな経営改善支援**も期待されます。

支援を受けても会社が債務不履行に陥る場合もあり得ますが、その場合の担保権の実行手続きでも、**原則、担保財産の換価は「事業譲渡」（事業を解体せず雇用を維持しつつ承継）**によるとされ、また、**労働者の賃金は事業継続に不可欠な費用であるため優先的に弁済**されます。

企業価値担保権の概要

### 事業の将来性に着目した新たな融資

- 貸し手は、事業の将来性や強みを重視
- 事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援も期待

定性・将来情報  
(技術・ノウハウ、事業計画等)

財務情報

### 例 技術力等を有するスタートアップ 等

有形資産をもたないが、技術力や今後の事業展開の可能性を評価した金融機関が融資



### 例 地元で長年営業を続ける料亭 等

不動産の担保評価が低いため、従来、大規模改装のための融資を受けるとが困難であったが、長年の顧客基盤・ブランド力を評価した金融機関が融資



詳しくは、金融庁ウェブサイト「企業価値担保権について」をご覧ください  
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>)

## 企業価値担保権のポイント

### 企業価値担保権を設定する

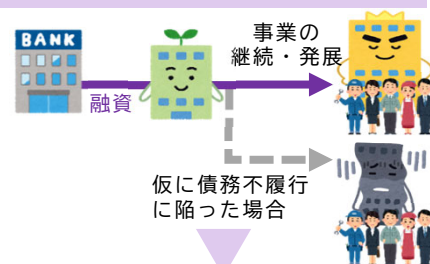
担保権の設定により、労働契約、その他の契約や労働条件に変更が生じるものではありません



### 担保権を活用し金融機関から融資を受ける

事業の成長・発展のため、金融機関によるタイムリーな経営支援が期待されます

仮に債務不履行に陥り、企業価値担保権者の申立てがあった場合、担保権の実行手続きが開始



### 事業譲渡の実行

事業譲渡を行うには、裁判所の許可が必要です



### 労働者・労働組合等に対する情報提供・事前の協議等

管財人は労働者や労働組合と雇用条件や事業譲渡の影響について話し合うことが考えられます



### 買受人候補の探索

事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となります



# 企業価値担保権に関するQ & A

## Q. 企業価値担保権が設定されると、労働契約の内容はどのようなものになるの？

- 企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約の内容（労働条件等）について、変更が生じるものではありません。
- 金融機関等は、労働契約の内容（労働条件等）を決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関等が労働条件等に影響を及ぼすことではありません。

## Q. 金融機関等（金融機関・信託会社）は、会社とどのような関係にあるの？

- 企業は、事業全体に担保権を設定し、金融機関は、会社の事業の将来性を評価して、融資を行うこととなります。事業の成長・発展が担保価値の向上につながるため、金融機関には、タイムリーな経営支援の促進を行っていくことが求められています。
- なお、企業価値担保権の設定は、信託契約によらなければならないとされています。新たに、企業価値担保権の信託に関する業が創設され、信託会社に対して免許審査や行為規制が課されています。  
※ 信託会社については、融資を行う金融機関が兼ねることができます。
- 金融機関は、会社に対して取引上の優越的な地位を不当に利用し、労働条件の引き下げ強制を含む、取引の条件または実施について不利益を与えるような行為を行うことが禁じられています。

## Q. 企業価値担保権の実行とは、どのようにするの？

- 担保権実行の手続きは、裁判所が選任した公正中立な「管財人」による事業譲渡によって行われます。
- 他の担保制度と異なり、原則として事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することとなります。  
※ 企業価値担保権の実行にあたっては、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられています。

## Q. 管財人ってどんな人？

- 管財人とは、担保権実行の手続きに際して選任され、債務者の事業の経営および財産を管理し換価するなどの事務を行う者です。  
金融機関等のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して、善良な管理者の注意義務を負い、労働関係法令の遵守も当然に求められます。
- なお、管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、その権限に関し労働組合からの団体交渉に応じる義務があると考えられます。
- 管財人が善良な管理者の注意義務に違反した場合には、労働者も含めた利害関係人に対し、損害を賠償する義務を負います。また、労働者や労働組合を含む利害関係人は、裁判所に対して、管財人を解任するよう申し立てることもできます。

## Q. 企業価値担保権が実行されると、労働債権（賃金・退職金）はどのようなものになるの？

- 労働債権は、事業継続に不可欠な費用であるため、企業価値担保権が実行された際には、企業価値を損なうことがないよう、優先的に弁済することとされています。

# 事業譲渡等指針の改正ポイント

企業価値担保権の設定から事業譲渡の実行までの流れ

企業価値担保権の設定

～

## 会社が行うことが望ましい事項

会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者と労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むことが望ましいとされています。

### Q. どのような情報を提供することが望ましいと考えられますか？

事業の成長に向けて、労働者の理解と協力が得られるよう、例えば、会社が置かれている環境や経営課題、目指すべき事業の方向性に関する情報、資金調達において活用される企業価値担保権に関する制度の概要等について、情報提供をすることが考えられます。

## 金融機関や信託会社に関する基本的な考え方

金融機関や信託会社が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合」等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があります。

※ 通常、企業価値担保権の設定又は与信の提供のみをもって使用者性を有するとはいえません。

仮に債務不履行に陥った場合

実行手続開始  
申立て

## 管財人が行うべき事項等

管財人は、労働組合等に対し、労働者の権利（団体交渉権等）の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、個々の労働者に対しても、同様の情報提供をすることが考えられます。

### Q. どのような情報を提供することが考えられますか？

企業価値担保権の実行手続に関する全体の状況として、企業価値担保制度の概要や買受人（事業を譲り受ける会社等）選定に当たっての原則、実行手続中における会社の状況等について情報提供をしたり、会社と労働者との間に生じた問題については労働組合に相談すること、労働問題に関する個別相談先として総合労働相談コーナーがあることなどを案内したりすることが考えられます。

企業価値担保権の実行

①買受人候補の探索

企業価値担保権の実行

②事業譲渡時の労働者・労働組合等との協議

## 企業価値担保権の実行における事業譲渡に関する事項

企業価値担保権の実行における事業譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となるとされています。

事業譲渡を行う際に、会社との間で締結している労働契約を買受人に承継させる場合には、承継予定労働者から承諾を得ることが必要です。

管財人は、事業譲渡等指針に規定する会社等が留意すべき事項を踏まえて、承継予定労働者および労働組合等との事前の協議等を行うことが適当と考えられます。

事業譲渡の実行

# 改正された事業譲渡等指針の内容

## 事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針 (平成28年厚生労働省告示第318号)(抄)

### 第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項等

#### 1～2 (略)

#### 3 企業価値担保権に関する事項

##### (1) 管財人が行うべき事項等

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第九十九条第一項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第二百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者（以下この3において「労働者」という。）の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。

##### イ 管財人に関する基本的な考え方

管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。

また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならないが、買受人の選定が労働者の保護の見地から不適当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。

さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

##### ロ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、1の(2)のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第二百二十七号）第2の4に規定する事項を参考にすること。

##### ハ 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、1の(2)及び2の(1)に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この3の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。事業性融資推進法第五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

##### (2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこと。

##### (3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

企業組織の再編（会社分割等）に伴う労使関係（労働契約の承継等）についての

「事業譲渡等指針について」もご覧ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/saihen/index.html))



厚生労働省

お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>)



都道府県労働局  
所在地一覧

# 事業の譲渡を行う際に会社等が守るべきルール (事業譲渡等指針) が変わりました

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（事業譲渡等指針）が改正され、2026年（令和8年）5月25日から適用されます。

※2026年5月25日より、「企業価値担保権」の運用が開始されますが、  
その活用がなされた場合も必要な労働者保護がはかられるよう、事業譲渡等指針の改正を行いました。

## 企業価値担保権とは

企業価値担保権は、不動産担保等に過度に依存しない、事業の将来性に基づく融資を後押しするための新しい制度であり、事業全体の価値が担保価値となります。銀行から融資や支援を受けても会社が債務不履行に陥る場合もあり得ますが、原則として、担保となっている事業を売却するときは「**事業譲渡**」（**事業を生かしたまま雇用を維持しつつ新しい会社に引き継ぐ**）という方法が用いられます。

企業価値担保権は、他の担保制度と比較して手厚い労働者保護が図られた担保権であり、例えば、労働者の給料は、担保権を持つ銀行に対してよりも優先して支払われます（優先弁済）。

### 企業価値担保権の活用が想定される例

#### 例 技術力等を有するスタートアップ 等

有形資産をもたないが、技術力や今後の事業展開の可能性を評価した金融機関が融資



#### 例 地元で長年営業を続ける料亭 等

不動産の担保評価が低いため、従来、大規模改装のための融資を受けることが困難であったが、長年の顧客基盤・ブランド力やビジネスプランを評価した金融機関が融資



詳しくは、金融庁ウェブサイト「企業価値担保権について」をご覧ください  
(<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyokachi-tanpo/index.html>)

企業価値担保権の実行と事業譲渡等指針の改正ポイントは裏面に記載していますが、企業価値担保権の実行に伴う労働条件などに関するお問い合わせやご相談は、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>)

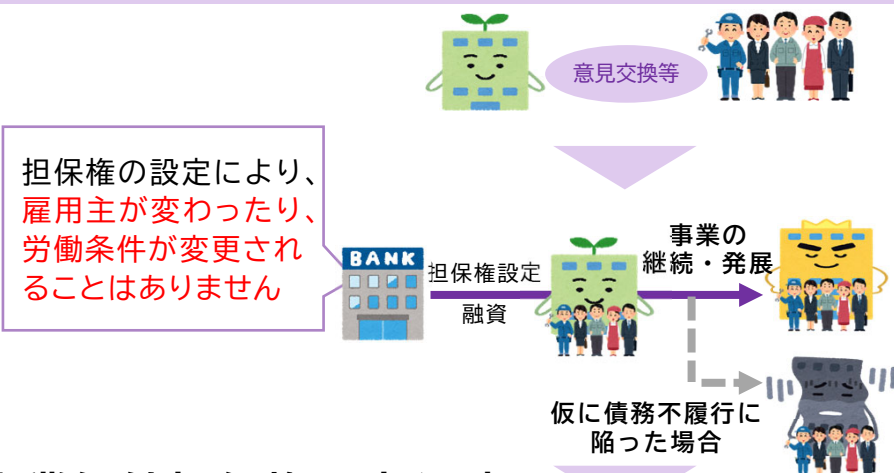


都道府県労働局  
所在地一覧

# 企業価値担保権の活用：働く人への影響や必要な手続とは？ ～ 事業譲渡等指針の改正ポイント～

## 企業価値担保権の設定時

### 経営課題等に関する意見交換や情報提供



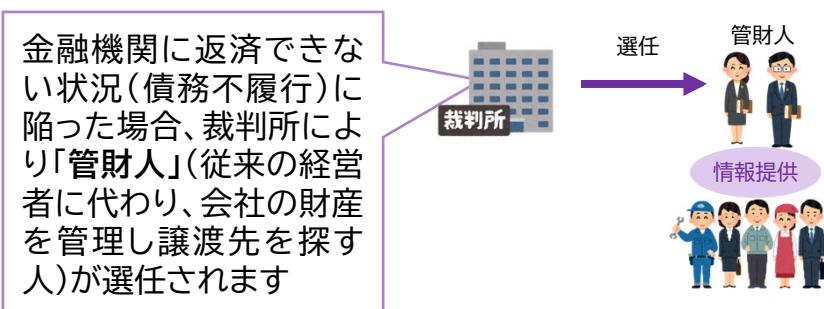
担保権の設定により、雇用主が変わったり、労働条件が変更されることはありません

### 【ポイント】会社との話し合い

会社は、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換し、労働組合等に対する情報提供の促進に向けて取り組むことが望ましいとされています

## 企業価値担保権の実行時

### 労働者の権利（団体交渉権等）の行使に必要な情報提供



金融機関に返済できない状況（債務不履行）に陥った場合、裁判所により「管財人」（従来の経営者に代わり、会社の財産を管理し譲渡先を探す人）が選任されます

### 【ポイント】管財人からの情報提供

管財人は、労働組合等に対し、労働者の権利（賃金債権、団体交渉権等）の行使に必要な情報を提供するように努めることが考えられます

また、個々の労働者に対しても同様の情報提供を行うことが考えられます

※管財人は労働者も含めた利害関係人全体に対して、善良な管理者の注意義務を負い、労働関係法令の遵守も当然に求められます

### 雇用や労働条件などに係る情報提供・事前の協議等

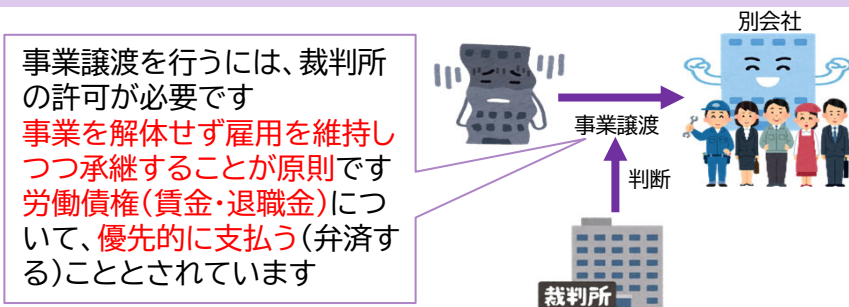


### 【ポイント】管財人との話し合い

管財人は、労働者や労働組合と事業譲渡による雇用や労働条件などの影響について話し合うことが考えられます

## 事業譲渡の実行時

### 労働契約の承継の承諾



事業譲渡を行うには、裁判所の許可が必要です  
事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則です  
労働債権（賃金・退職金）について、優先的に支払う（弁済する）こととされています

### 【ポイント】雇用主が変わる場合は「個々の労働者の同意」が必要

事業譲渡を行う際に、労働契約の承継については、個々の労働者から承諾を得ることが必要です

詳しくは  
企業組織の再編（会社分割等）に伴う労使関係（労働契約の承継等）についての  
「事業譲渡等指針について」をご覧ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou\\_roudou/roudouseisaku/saihen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/koyou_roudou/roudouseisaku/saihen/index.html))



厚生労働省